

公 告

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条及び第 26 条に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の除却について、除却を命ずべき者を確知することができないため、同法第 75 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 17 日

河川管理者 静岡県知事 川勝 平太



- 1 次の表に掲げる工作物の所有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和 5 年 4 月 17 日までに当該工作物を二級河川興津川水系中河内川の河川区域内から除却すること。

整理 番号	所在場所	名称	材質	長さ 幅 高さ	破損 状況
1	静岡市清水区中河内 4120-5 から 4121-3 まで	吊り橋	金属、パイプ等	20.0m 1.8m 0.7m	外見 錆び 有り

- 2 1 の工作物が期限内に除却されない場合は、河川管理者である静岡県知事がこれを除却する。この場合において、当該除却に係る費用は、河川法第 75 条第 9 項の規定により、所有者等の負担とする。

- 3 問合わせ先

静岡県静岡土木事務所 維持管理課

静岡県静岡市駿河区有明町 2-20 電話 054-286-9317